

なぜレヴィナスの「論理」なのか

星野太

はじめに

ジャン＝フランソワ・リオタール（1924-1998）の『レヴィナスの論理』は、2015年にヴェルディエ社より刊行された¹⁾。これまで未発表だった講演原稿を含む五篇のテキストからなる同書は、かのリオタールによる（比較的）まとまったレヴィナス論として、両者に関心を有する人々のあいだで一定の関心を集めた。わたしもまた、本書の刊行からしばらくしてその存在に気づき、すぐさま手に取った読者の一人である。

とはいえ、表題の「レヴィナスの論理（Logique de Levinas）」は、それ自体が知られざるテキストというわけではけっしてなかった。たしかに、この論文はフランソワ・ラリュエルが編集した論文集（1980）に収められるのみで、これまでリオタールの著書のなかに姿を見せることはなかった²⁾。だが、英語圏では比較的よく知られた『リオタール読本』（1989）に同論文は収められているし³⁾、日本語でも雑誌『エピステーメー』（1986）に翻訳が掲載されたことがある⁴⁾。そしてなにより、リオタールの主著『文の抗争』（1983）には、「レヴィナスの論理」とも内容的に重なる「レヴィナス」という補論が収められている⁵⁾。

加えて言えば、リオタールは1986年にカリフォルニア大学アーヴァイン校で行なわれた連続講義のなかで、レヴィナスの著書を「20年以上にわたり熱心に読んできた」と発言している⁶⁾。なるほど、たしかに目立たないしかたではあるが、リオタールの博士論文である『言説、形象』（1971）や、そこからさらに遡る『現象学』（1954）にも、レヴィナスへの参照はしばしば見られる。その意味で、リオタールがレヴィナスの読者であったという事実そのものに、さほど驚くべき理由はないのである。

それでは本書『レヴィナスの論理』には、忘れられていた旧資料の発掘という以上のいかなる積極的な意味があるのか。以下では、そのことについていくばくかの私見を述べることにしたい。

1. 問いの所在

本書『レヴィナスの論理』に収められたテキストのうち、とりわけレヴィナス研究者の関心の的となるのは「知とは別様に（Autrement que savoir）」と題された1986年の討議の記録だろう⁷⁾。この討議の書き起こしが注目を集める理由は、そこにリオタールとレヴィナスの直接のやりとりが保存されているからだ。しかも、正面からの対話というより、しばしば大きく擦れ違う両者のやりとりから、この二人の思想家の微妙な距離を感じ取ることはそう難しくない。

他方、本稿が中心的に取り上げるのは、表題の「レヴィナスの論理」および「規制的言表における他者と、自律の問題（L'autre dans les énoncés prescriptifs et le problème de l'autonomie）」と題された二つのテキストである。これらは1978年から80年にかけて発表されたものであり、執筆時期もほぼ重なっていると推測される。ひるがえって、ここではそれ以外の三つのテキスト――

前述の「知とは別様に」という討議の記録も含む——は扱わないが、それはこれらが1986年から96年という、やや異なる時期のものだという理由による。

本稿では、前掲の二つのテキストを手がかりに、この時期のリオタールが抱えていた問題意識を浮き彫りにすることを試みる。そのため、これらのテキストにおけるレヴィナス理解の妥当性はいったん脇に置き、1978年前後のリオタールがレヴィナスを通して、いかなる問題に取り組もうとしていたのかを明らかにしたい。

まずわたしの基本的な考えを述べておけば、リオタールがここで取り組もうとしている問題のすべては、「レヴィナスの論理」という表題に集約されているように思われる。なぜならこの表題は明らかに、レヴィナスの——「倫理」ではなく——「論理」を、すなわちそこで前提とされている論理構造を抽出するという意図を示しているからだ。

おそらく多くの読者が感じるように、リオタールによるレヴィナスの「読解」ないし「使用法」はいくぶん特異である⁸⁾。ほかならぬリオタール本人も、その読解によって、自分が「[レヴィナスに] 非難される」であろうことをみとめている⁹⁾。セーヴル・センターでの討議の擦れ違いにも象徴されるように、リオタールはここで、レヴィナスを通して、あくまでみずからの問題を追求しているように思われる。本稿でわたしが考えたいのは、この「問題」とは何かということである。

2. 規制的言表と命題的言表——「規制的言表における他者と、自律の問題」（1）

さて、以上のような見通しのもと、ここからは「規制的言表における他者と、自律の問題」（1978）の内容を見ていこう。この論文でリオタールは、「規制文（prescription）」なるものを主題的に論じている。これについて、もっとも簡潔かつ明晰に書かれた一節は次のようなものである（以下、義務論理学の用語が頻出するため、念のためフランス語の原文を添える）。

規制的言表は、文字通りの命令文以外に、要求、請願、相談、願望、教育の表現とそれに類似するものが含まれる、より広大な総体のなかの特殊な一例である。義務論の対象を為すのはこの総体である。私たちが関心をもつのは立法の正当性の問題のみであるがゆえに、私たちはここでの省察を（私たちが規制文と命名する）命令や指令に限定する。¹⁰⁾

Les énoncés prescriptifs sont un cas particulier d'un ensemble plus vaste qui comprend, outre les commandements proprement dits, les expressions des demandes, des prières, des conseils, des souhaits, des instructions et choses semblables. C'est tout cet ensemble qui fait l'objet de la logique déontique. Nous limitons ici notre réflexion aux ordres ou commandements (que nous nommons des prescriptions) parce que c'est la seule question de l'autorité de légiférer qui nous intéresse.

ここで「規制文」を包含するとされる「規制的（prescriptif）」言表と対をなすのが、「記述的（descriptif）」もしくは「外示的（dénotatif）」とよばれる言表である。こちらについては、アリストテレスの『命題論』を参照しつつ、次のように説明される。

外示文の論理は、単純な言表（述部の論理）、または、それ自身で真なる表現または諸表現を要素として受け取ることで、真なるもののなかに単純な言表を保持する複合的な言表（命題の論理）を形成する諸規則を決定することを目指す。この諸規則は、みずからがそれによって定式化しうる語彙と統語法の洗練を前提としており、この洗練は論理学者のメタ言語を構成する。¹¹⁾

Une logique des dénotatifs vise à déterminer les règles de formation d'énoncés simples (logique des prédicats) ou complexes (logique des propositions) qui les maintiennent dans le vrai, une ou des expressions elles-mêmes vraies ayant été prises pour éléments. Ces règles supposent l'élaboration d'un lexique et d'une syntaxe grâce auxquels elles sont formulées, et qui constitue le métalangage du logicien.

同論文におけるリオタールの言葉づかいは議論に混乱をもたらすおそれがあるので、ここからは基本的に、（1）前者の引用に示されるようなタイプの言表を「規制的言表」、（2）後者の引用に示されるようなタイプの言表を「命題的言表」という呼称によって代表させることにする。

さて、いまの二つの引用からわかるように、前者の「規制的言表」とは、物事の真偽を述べるのではなく、その指向対象について何事かを言表することによって、言葉の送り手と受け手のあいだに一定の「効果」をもたらすものである¹²⁾。これに対する後者の「命題的言表」は、端的に物事の真偽を問題とするような言表のことだと考えればよい。

ここから、リオタールは語用論に訴えた緻密な議論をしばし展開していくのだが、その議論がめざすところを要約すれば、おおよそ次のようになるだろう。おそらく哲学の専門家でなくとも直観的に理解されるように、これら「規制的言表」と「命題的言表」は異なる秩序に従っている。すなわち同じ言表行為であっても、物事の真偽を問題とする「命題的言表」と、それ以外の事柄を問題とする「規制的言表」とは、そもそも地平を違えている。前者で問題となるのは言表の真理性であるのに対し、後者で問題となるのは、その言葉の送り手と受け手のあいだにいかなる事態が生じるか、である。リオタールがそうするように、後者の問題を「規制文」とよばれる命令や指令に限定するなら、「命題的言表」は真なること、「規制的言表」は正当であることにかかわる。そして、記述文から規制文を導くことはできないのだから、前者（vrai）から後者（juste）を導くこともできない——これが、本論文の基調をなすテーゼである¹³⁾。

3. 交換可能性と不可能性——「規制的言表における他者と、自律の問題」（2）

以上の区別をもとに、ここからリオタールはいくつかの興味深い考察を行なっている。そのなかから、本論文を要約するものとして位置づけられる、送り手と受け手の「交換可能性」をめぐる議論を取り上げよう¹⁴⁾。

たとえば「空は青い」という命題的言表があったとする。そのさい、送り手（x）は受け手（y）に「私はあなたに空が青いと述べる」と宣言する。これに対して、受け手（y）は送り手（x）に「私はあなたに空が青いと述べる」という宣言によって同意を示す。この場合、x と y が入れ替わっても、「私」と「あなた」は交換されてはならない。

他方、「ドアを閉めよ」という規制的言表があったとする。こちらの場合、命令の送り手（x）は受け手（y）に対して「私はドアを閉めるようあなたに言う」と宣言している。これに対して、

もしも命令の受け手が「私はドアを閉めるようあなたに言う」と繰り返したならば、それは反対と非同意を示すことになる。この場合、同意を表現するには、人称代名詞を入れ替えて「あなたは私にドアを閉めるよう言う」とする必要があるのだ——「このことから確かめられるのは、パートナーの名 (x, y) は義務的状況の審級 (De, Da) については交換できないということである」¹⁵⁾。

ここから、次のような結論が導かれる。

空の青さは、フランス人民の代表者が述べるように、「承認と宣言」を生じさせる。なぜなら、それは真理を争点とする命題的言説が指向するものであり、共同の言表者としての、同一性としての〈私たち〉を許容し喚起するからである。しかし「ドアを閉めよ」はこの共同の承認と宣言を許容しない。空は青いと宣言する同一的な〈私たち〉は、一方が他方にドアを閉めるよう述べるときに、互いに対する他性のなかへ分裂する。自律性の観念はこの分裂を癒すことになり、義務的な〈私たち〉を構成する。しかしそれは、規制文を述べる規範的な〈私たち〉を生じさせるのみである。規制状況、あるいはこちらの表現をお好みなら、義務状況においては、〈私たち〉は〈私〉と他者に解体される。「あなたは為すべし」は「私たちは知っている」とは通約不可能なのだ。¹⁶⁾

Le bleu du ciel peut donner lieu à « reconnaissance et déclaration » comme disent les représentants du peuple français, parce qu'il est la référence d'un discours apophantique qui a la vérité pour enjeu et que celle-ci permet ou suscite un *Nous* comme énonciateur commun, comme identité. Mais *Ferme la porte* ne permet pas cette reconnaissance et déclaration communes. Le *Nous* identique qui déclare le ciel bleu se casse en altérité quand l'un dit à l'autre de fermer la porte. L'idée d'autonomie vient cicatrifier cette brisure et constitue un *Nous* déontique. Mais elle ne peut produire qu'un *Nous* normatif, qui parle des prescriptions : dans la situation de prescription, ou si l'on préfère d'obligation, le *Nous* se défait en *Je* et l'autre. *Tu dois* est incommensurable à *Nous savons*.

規制状況、典型的には「ドアを閉めよ」というタイプの命令において、〈私たち〉は〈私〉と他者に解体される——リオタールはそうに言う。規制言説はこの点で、命題言説には還元されない特異性を有するというのが、本論文における議論の根幹をなしている。

さて、それではこうした論述の意義を、どこに見いだすべきだろうか。リオタールもみとめるように、命題言表と規制言表を区別する発想はアリストテレスの『命題論』にすでに見られ、なおかつ本書でリオタールも参照するウィトゲンシュタインやフォン・ウリクトの仕事によって、さらなる精緻化をみた。

それらをふまえた場合、ここでリオタールが試みていることは、おおよそ次のように説明できると思われる。それは、カントやレヴィナスの倫理学を、より具体的にはそこに見られる命令・指令を、言語学的な観点から捉えなおすことである。そしてそれは、リオタールがのちに『文の抗争』でその全貌を披露することになる、「文 (phrase)」の哲学への助走とでも言うべき営みでもあった。

4. 規制言説の特殊性を擁護する——「レヴィナスの論理」 (1)

ここで「レヴィナスの論理」に目を転じてみよう。義務論理学の公理をふんだんに用いて書かれた同論文には、大半の読者にとっておそらく独特の理解しがたさがある。しかしここであらためて強調しておきたいのは、このようなスタイルは、レヴィナスの「論理」を明らかにすべく意図的に選ばれたものだということである。

たとえばリオタールは次のように指摘する——「レヴィナスに固有の言表は、その深い構造において、表面の形式がいかなるものであれ「命令的」である」¹⁷⁾。ここからリオタールが展開する議論はまさに、「規制的言表」と「命題的言表」の相違にもとづいて進む。とりわけ肝要だと思われる部分を取り上げよう。すでにみたように、規制的言表とはいわば「命令（ordre）」であり、それはたんなる「記述（description）」とは異なる。他方で、同じ規制的言表の「註釈（commentaire）」はどうかといえば、これは記述なのである。つまり、「扉を閉めよ」という規制的言表（命令）は、「 x は「扉を閉めよ」と言った」という命題的言表（記述）を付随的に生み出すということだ。ちなみに後者は対象-言表の「写像（image）」であるとも言われるのだが、いずれにせよ「註釈者は必然的に、「ただちに」規制的である「扉を閉めろ」という自然言語の表現をこの表現のメタ言語的写像へと変容させる」のである¹⁸⁾。

リオタールは、こうした規制的言表と命題的言表の関係こそ、レヴィナスに固有の緊張関係であるという。そして、『全体性と無限』におけるレヴィナスの論理を、次のような語用論的な言葉によって「翻訳」する¹⁹⁾。

たとえば「異質なものを迎え入れよ」のような表現は正当でありうるはずである。それは、この表現がすでに認められた言表から演繹されうる、あるいはさらに古い命題に適っているからではなく、それがみずからのうちに正当性を有している命令であるという事実に起因している。したがってそれはある種の命令の命令である。規範的言表のこのような拒絶にこそ、レヴィナスが無-始原という観念へ認めた多大な重要性が存する。そしてハイデガーのみならず、たとえばスピノザの存在論への彼の攻撃が厳しいものとなるのは、同じくこの点においてである。存在論は結局のところ記述的言表に関するメタ言語を表す別の語にすぎない。

20)

Une expression comme « Accueille l'étranger » par exemple doit pouvoir être valide non pas parce qu'elle peut être inférée à partir d'énoncés admis antérieurement, parce qu'elle serait conforme à des propositions plus archaïques, mais du seul fait qu'elle est *un ordre ayant en lui-même son autorité*. Donc qu'elle est en quelque sorte un *ordre d'ordre*. Dans un tel refus d'inférer les énoncés normatifs réside en particulier l'importance considérable attachée par Levinas à l'idée d'*an-archie*. Et c'est en lui également que ses attaques contre l'ontologie, pas seulement heideggérienne, mais aussi spinoziste par exemple, puisent leur vigueur : l'ontologie n'est enfin qu'un autre mot pour le métalangage portant sur les énoncés descriptifs.

ここから先の数頁でリオタールが披露する考察は、いささか驚くべきものである。そこでは、ある規制的言表（＝倫理的「命令」）の受け手／送り手たる哲学者のポジションこそが、議論の対象となっているのだ。リオタールによれば、「名づけえぬもののメッセージの受け手」たる哲

学者は、そのメッセージの註釈者の地位にある。だがその一方で、その内容を伝える者としての哲学者は、真偽を問題とする命題的言表の主語——〈私〉——でもある。たとえば、レヴィナスが伝える「異質なものを迎え入れよ」という命令は、「かの／レヴィナスの／「異質なものを迎え入れよ」」というメタ言語へと書き換えられる。そうすると、「異質なものを迎え入れよ」という命題が有していた固有性は、「真偽の演算子の立法を経ることで失われてしまう」ことになる²¹⁾。そして、さしあたりリオタールは、レヴィナスがこうした「規制的言説の特殊性を擁護しよう」²²⁾とした哲学者であることを評価しているように読める。

5. 語用論的にレヴィナスを読む——「レヴィナスの論理」（2）

以上の点——「規制的言説の特殊性を擁護しよう」とした点——において、レヴィナスの倫理はカントのそれと比較可能であるものの、なお両者のあいだには重要な相違点もある。これが「レヴィナスの論理」の後半の議論である。

ただし、やはり論理記号をふんだんに用いて記述されるこのパートの主眼は、どちらかというところカントにあると思われる。よって、そこでの論旨を逐一追うことは——当座の目的に鑑みると——さして有益であるとも思えない。そこで、ここではレヴィナスに割かれたわずかな記述から、なるべくその核心のみを取り出すことにしたい。本論文の結論付近には次のようにある。

このことから強調されるのは、他性というメタ原理にうまく応えるように思われる、規制的なものの語用論的固有性である。その原理とはすなわち、私たちが導きとした「〈あなた〉はけっして〈私〉ではない！」である。というのも、義務を負うという語用論の布置は、言表行為の布置とは——たとえそれが規制的なものの言表行為の布置であっても——通約不能であるからだ。この通約不能性は人質という条件を伴う自由の通約不能性である。自由が存在するならば、つねにかならず言表する者の審級において賭けられる。しかし倫理的かつ政治的な問いは、〈私〉が享受する自由の問いによって始まるのではなく、〈あなた〉が捕らえられる義務によって始まる。それは「.....を告示する」という力ではなく、それは西洋においては不能として解される、「.....を義務づけられる」という力を伴うのである。²³⁾

Ce disant, on met l'accent sur une propriété pragmatique des prescriptifs qui paraît bien correspondre au méta-principe d'altérité : *Que / Tu ne soit jamais / Je/ !* que nous avons pris pour guide. Car se trouver placé dans la position pragmatique d'être obligé est incommensurable avec la position d'énonciation, serait-elle énonciation de prescriptifs. Cette incommensurabilité est celle de la liberté avec la condition d'otage. Si liberté il y a, elle se joue toujours et nécessairement sur l'instance énonciatrice. Mais la question éthique et politique ne commence pas avec celle de la liberté dont le *Je* jouit, elle commence avec l'obligation dont le *Tu* est saisi. Pas avec la puissance d'*annoncer*..., mais avec l'autre puissance, qui passe en Occident pour une impuissance, celle d'*être tenu de*...

「〈あなた〉はけっして〈私〉ではない」——これは、レヴィナスの倫理を多少なりとも知る者にとっては、さして意外性のある命題ではないように思われる。特異なのは、ここまでその一端を見てきたように、リオタールが語用論を用いてこれに独特な解説格子を与えていることだ。

「〈あなた〉はけっして〈私〉ではない」——これを、現象学や形而上学の用語によってではなく、論理学の用語によって記述すること。本論文でリオタールが行なっているのは、つきつめればそれに尽きると言ってもよい。さきほどみたような、命題的言表と規制的言表に見られる x と y の交換可能性／不可能性は、それを端的に示すものであった。カントの定言命法にせよ、レヴィナスの命令にせよ、特異にみえるそれぞれの倫理は、義務論理学の用語によって、あるいは語用論によって記述しうる。本書の解説でジェラルド・スフェズが述べるように、ここでリオタールは「論理的言語」と「言語学者の言語」という二つの言語に依拠している、と言ってもよい²⁴⁾。

最後に足早に結論を述べておくならば、1970年代後半のリオタールは、新たな倫理学を構想するにあたって、フォン・ウリクト的な義務論理学（*logique déontique*）に賭けていた²⁵⁾。それが最終的に「文」の哲学として結実したのが、すでにふれた『文の抗争』である。そこでの義務論理の参照はもはや断片的でしかないものの、語用論への依拠は引き続き目に留まる。このたびの『レヴィナスの論理』が明らかにするのは、カントやレヴィナスの「倫理」をいかに義務「論理」の用語で記述できるか、というリオタールの試行錯誤の足跡である。本書刊行のひとつの意義は、おそらくそこにこそある。

1) Jean-François Lyotard, *Logique de Levinas*, textes rassemblés, établis et présentés par Paul Audi, Lagrasse, Verdier, 2015（『レヴィナスの論理』松葉類訳、法政大学出版局、二〇二四年）。以下、同書の引用・参照のさいには LL という略号を用い、原著（邦訳）の頁数を記す。ただし訳文はすべて邦訳に従った。

2) François Laruelle (dir.), *Textes pour Emmanuel Lévinas*, Paris, Jean-Michel Place, 1980. ポール・オーディは同書の刊行年を「1978年」としているが、おそらくこれは「1980年」の誤りである。LL 8（二頁）。

3) Jean-François Lyotard, “Levinas’ Logic,” trans. Ian McLeod, in Andrew Benjamin (ed.), *The Lyotard Reader*, Oxford; New York, Basil Blackwell, 1989, pp. 275-313.

4) ジャン＝フランソワ・リオタール「レヴィナスの論理学」湯浅博雄訳、『エピステーメー』II-三号、朝日出版社、一九八六年、二三二-二六〇頁。

5) Jean-François Lyotard, *Le Différend*, Paris, Minuit, 1983, pp. 163-169（『文の抗争』陸井四郎・小野康男・外山和子・森田亜紀訳、法政大学出版局、一九八九年、二二八-二三九頁）。なお、同書において「補論 レヴィナス」は「義務」と題された章に含まれている。この「義務」と、それに続く「ジャンル、規範」が、本書『レヴィナスの論理』と重なり合う内容を含んでいる。

6) Jean-François Lyotard, *Pérégrinations : Loi, forme, événement*, Paris, Galilée, 1990, p. 78（『遍歴——法、形式、出来事』小野康男訳、法政大学出版局、一九九〇年、七二頁）。

7) 本合評会に先立つ7月13日に行なわれたレヴィナス×リオタールの国際シンポジウムにおいても、『レヴィナスの論理』については、もっぱらセーヴル・センターでの討議——おもにそこでの両者の擦れ違い——が話題となった。「多島海・漂泊——別の仕方ではレヴィナス『存在するとは別の仕方』刊行五〇年、リオタール生誕一〇〇年記念国際シンポジウム」明治大学駿河台キャンパスグローバルフロンティア階グローバルホール、2024年7月13日。

8) Kiff Bamford, “‘Publish or Perish!’: An Introduction to the Interviews and Debates,” in Kiff Bamford (ed.), *Jean-François Lyotard: The Interviews and Debates*, London; New York, Bloomsbury, 2020, p. 11. 同書には討議「知とは別様に」の英訳が収められているが（Jean-François Lyotard, “Otherwise than Knowing,” trans. Roger McKeon, pp. 95-103）、編者キフ・バンフォードは同書の序文を『レヴィナスの論理』全体への前述のようなコメントによって締めくくっている。

9) LL 76（一〇三）。

10) LL 96（一二九）。

11) LL 98（一三二）。

12) LL 97（一三〇）。

13) LL 102（一三八）。

14) LL 115（一五五）。

15) LL 115（一五五-一五六）。

16) LL 115-116（一五六）。

17) LL 30（三四）。

18) LL 31（三六）。

19) LL 38（四六）。

20) LL 37-38（四四）。

21) LL 38-39（四六-四八）。

22) LL 40（四八）。

23) LL 73（九七-九八）。

24) LL 137（一八六）。

25) これまで論じられる機会はそう多くなかったと思われるが、リオタールにおける「倫理（学）」の変遷というのは一考に値するテーマだろう。リオタールの修士論文のタイトルは「倫理的観念としての無関心」（1947）であり、没後に刊行された絶筆は『アウグスティヌスの告白』（1998）だった。この半世紀にわたるリオタールの「倫理（学）」の変遷については、これまで十分な議論がなされてきたとはいいがたい。この点に鑑みても、リオタールにおけるレヴィナスからの影響について数篇の論文をものしているフランソワ＝ダヴィド・セバーの仕事は一読に値する。François-David Sebbah, « Lyotard et le visage sans Levinas », *Revue de métaphysique et de morale*, no. 87 (mars 2015), pp. 389-400.